

川崎市高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、訓練促進給付金等を支給して、生活の負担軽減を図ります。

支給対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等
その他6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格も対象となることがあります。ご相談ください。

令和3年4月～令和5年3月までに修学を開始する方は、6か月以上の修業期間が予定されるもの。雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を指定する場合には、情報分野の資格取得のための講座に限ります。

制度を利用する方

川崎市内の20才未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の①から④のすべてを満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準の方
- ② 過去に訓練促進給付金等を受給していない方（申請は1回のみ）
- ③ 資格取得を目的に6か月以上の養成機関に修業し、資格の取得が見込まれる方
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

支給期間・支給額

- ◎ 訓練促進給付金：養成訓練の受講期間中に支給（支給期間の上限は4年間まで）

市民税非課税世帯・月額 100,000円（※140,000円） 市民税課税世帯・月額 70,500円（※110,500円）

*養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月については月額40,000円増額して支給します。

- ◎ 修了支援給付金：入学時における負担を考慮し、修了後に支給

申請前に

事前に母子・父子福祉センターサン・ライヴで自立支援計画書の策定を受け、修業を開始した日以降に申請してください

必要書類

- ① 児童扶養手当証書※ ② 市県民税の課税・非課税証明書※ ③ 世帯全員の戸籍謄本（全部記載）
- ④ 世帯全員の住民票（全部記載）※ ⑤ 養成機関の在籍証明書（申請後におおむね四半期毎に提出要）
- ⑥ 養成機関の成績証明書（申請時は不要。申請後、定期的に提出要）
- ⑦ 番号確認書類（個人番号カード又は通知カード）と本人確認書類★

★本人確認書類について（番号確認書類として個人番号カードを提示した場合は不要です。）

1点でよいもの（運転免許証、旅券、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳等）

2点必要なもの（健康保険証、児童扶養手当証書、年金手帳、被保護証明書等）

- ⑧その他必要書類（母子・父子福祉センターにて御説明します。）

※個人番号を提示いただいた場合に、添付を省略できる書類

③は、①の写しがあれば省略可

申請や事前の御相談については
「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話：044-733-1166 まで



～高等職業訓練促進給付金等受給の流れ～

母子・父子福祉センター
サン・ライヴ

申請したい方

こども家庭課



事前相談

訓練促進給付金支給申請手続

※表面参照

(書類準備が整い次第、母子・父子福祉センターサン・ライヴ経由でこども家庭課宛に申請)

准看護師資格の取得を目指している
方が引き続き看護師養成機関にて修業をする場合

審査会

支給決定⇒訓練促進給付金支給

現況確認 *用意する書類*

- ① 在籍証明書(指定された月に提出(およそ3か月に1度))
- ② 成績証明書(指定された月に提出(およそ年に1度))
- ③ 市県民税課税・非課税証明書(6月に新年度のものを提出)
(母子・父子福祉センターサン・ライヴ経由でこども家庭課に提出します。)

所得の認定見直し
(8月給付額から適用)

～卒業（修了）～

修了支援給付金支給申請

(書類準備が整い次第、母子・父子福祉センターサン・ライヴ経由で
こども家庭課宛に申請)

* 用意する書類*

- ① 児童扶養手当証書
- ② 市県民税の課税・非課税証明書 ③ 世帯全員の戸籍謄本
- ④ 世帯全員の住民票 ⑤ 修了証明書の写し ⑥ 就職先内定通知写し
- ⑦ 番号確認書類と本人確認書類★表面参照

審査⇒

修了支援給付金支給決定
⇒支給

就業確認

※ ご注意！ 支給要件に該当しなくなった場合は、原則として、訓練促進給付金は既に支給した分も含めて返納していただきます。

申請や事前の御相談については「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」044-733-1166まで

(制度所管) こども未来局こども支援部こども家庭課担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2672